

議案第90号

狭山市事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市事務手数料条例（昭和51年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表の55の項第2号中「580,000円」を「530,000円」に、「900,000円」を「820,000円」に、「1,090,000円」を「990,000円」に、「1,210,000円」を「1,100,000円」に、「1,540,000円」を「1,400,000円」に、「1,800,000円」を「1,640,000円」に、「4,230,000円」を「3,850,000円」に、「5,590,000円」を「5,090,000円」に、「6,910,000円」を「6,290,000円」に改め、同表の59の項第3号中「450,000円」を「410,000円」に、「590,000円」を「540,000円」に、「770,000円」を「700,000円」に、「1,010,000円」を「920,000円」に、「1,140,000円」を「1,040,000円」に、「1,760,000円」を「1,600,000円」に、「2,000,000円」を「1,820,000円」に、「2,230,000円」を「2,030,000円」に改め、同項第4号中「540,000円」を「490,000円」に、「690,000円」を「630,000円」に、「1,040,000円」を「950,000円」に、「1,440,000円」を「1,310,000円」に、「1,810,000円」を「1,650,000円」に、「3,490,000円」を「3,180,000円」に、「4,280,000円」を「3,890,000円」に、「4,890,000円」を「4,450,000円」に改め、同表の61の項第1号中「340,000円」を「310,000円」に、「450,000円」を「410,000円」に、「790,000円」を「720,000円」に、「1,010,000円」を「920,000円」に、「1,270,000円」を「1,160,000円」に、「3,110,000円」を「2,830,000円」に、「3,810,000円」を「3,470,000円」に、「4,400,000円」を「4,000,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことにかんがみ、特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可等に係る手数料の額を改定したいので、この案を提出するものである。